

議案第10号

白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

白井市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料を定めるため、条例の一部を改正するものです。

白井市介護保険条例の一部を改正する条例

白井市介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改める。

第15条を次のように改める。

（保険料率）

第15条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- | | | |
|------|-------------------|----------|
| (1) | 令第39条第1項第1号に掲げる者 | 26,200円 |
| (2) | 令第39条第1項第2号に掲げる者 | 34,560円 |
| (3) | 令第39条第1項第3号に掲げる者 | 37,440円 |
| (4) | 令第39条第1項第4号に掲げる者 | 48,960円 |
| (5) | 令第39条第1項第5号に掲げる者 | 57,600円 |
| (6) | 令第39条第1項第6号に掲げる者 | 69,120円 |
| (7) | 令第39条第1項第7号に掲げる者 | 74,880円 |
| (8) | 令第39条第1項第8号に掲げる者 | 86,400円 |
| (9) | 令第39条第1項第9号に掲げる者 | 97,920円 |
| (10) | 令第39条第1項第10号に掲げる者 | 109,440円 |
| (11) | 令第39条第1項第11号に掲げる者 | 120,960円 |
| (12) | 令第39条第1項第12号に掲げる者 | 132,480円 |
| (13) | 令第39条第1項第13号に掲げる者 | 138,240円 |
| (14) | 令第39条第1項第14号に掲げる者 | 144,000円 |

2 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、120万円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、210万円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、320万円とする。

- 5 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、420万円とする。
- 6 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第10号イの市町村が定める額は、520万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第11号イの市町村が定める額は、620万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第12号イの市町村が定める額は、720万円とする。
- 9 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第13号イの市町村が定める額は、820万円とする。
- 10 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,410円とする。
- 11 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,040円とする。
- 12 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、37,150円とする。

第16条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第17条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

第24条中「につき税法」を「につき地方税法（昭和25年法律第226号。以下「税法」という。）」に、「すべてが税法第317条の2第1項」を「全てが同項」に改め、「又は第4項」を削り、「又は公的年金支払報告書」を「又は同条第4項の公的年金支払報告書」に改める。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「

令和４年度及び令和５年度」に改め、同条第１項中「令和２年の合計所得金額」を「令和３年の合計所得金額（税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいう。）」に、「令和３年度における保険料率の算定についての」を「白井市介護保険条例の一部を改正する条例（令和６年条例第 号。以下この条において「令和６年改正条例」という。）附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和４年度分の介護保険料に係る保険料率の算定についての令和６年改正条例による改正前の」に改め、同条第２項中「令和４年度における」を「令和６年改正条例附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和５年度分の介護保険料に係る」に、「同項」を「前項」に、「令和２年」を「令和３年」に、「令和３年」を「令和４年」に改め、同条第３項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定並びに第１６条第２項及び第３項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白井市介護保険条例第１５条の規定は、令和６年度分の介護保険料から適用し、令和５年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

議案第10号資料

○白井市介護保険条例（平成12年条例第7号）新旧対照表

改正案	現 行
(略)	(略)
(基本理念)	(基本理念)
<p>第2条 <u>全て</u>の市民は、要介護状態（法第7条第1項に規定する要介護状態をいう。）及び要支援状態（法第7条第2項に規定する要支援状態をいう。）になったときは、その家族の有無、介護を必要とする状態の程度その他の社会的、経済的、身体的又は精神的状態にかかわらず、個人としての尊厳が重んじられ、自立した日常生活を住み慣れた地域で安心して営むことができるよう、介護保険の対象とするサービス（以下「介護サービス」という。）を利用することができるものとする。</p> <p>2 <u>全て</u>の市民は、市の介護保険に関する施策の策定、実施及び評価の全般に関して参画し、意見を述べる機会が保障されるものとする。</p>	<p>第2条 <u>すべての</u>市民は、要介護状態（法第7条第1項に規定する要介護状態をいう。）及び要支援状態（法第7条第2項に規定する要支援状態をいう。）になったときは、その家族の有無、介護を必要とする状態の程度その他の社会的、経済的、身体的又は精神的状態にかかわらず、個人としての尊厳が重んじられ、自立した日常生活を住み慣れた地域で安心して営むことができるよう、介護保険の対象とするサービス（以下「介護サービス」という。）を利用することができるものとする。</p> <p>2 <u>すべての</u>市民は、市の介護保険に関する施策の策定、実施及び評価の全般に関して参画し、意見を述べる機会が保障されるものとする。</p>
(略)	(略)
(保険料率)	(保険料率)
<p>第15条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者</u> 26, 200円</p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> 34, 560円</p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> 37, 440円</p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> 48, 960円</p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> 57, 600円</p> <p>(6) <u>令第39条第1項第6号に掲げる者</u> 69, 120円</p>	<p>第15条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者</u> 27, 600円</p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> 33, 120円</p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> 35, 880円</p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> 46, 920円</p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> 55, 200円</p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> 66, 240円</p> <p>ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「税法」という。）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</u></p>
<p>(7) <u>令第39条第1項第7号に掲げる者</u> 74, 880円</p>	<p>(7) <u>次のいずれかに該当する者</u> 71, 760円</p> <p>ア <u>合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 86,400円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 97,920円

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 109,440円

(11) 令第39条第1項第11号に掲げる者 120,960円

(12) 令第39条第1項第12号に掲げる者 132,480円

(13) 令第39条第1項第13号に掲げる者 138,240円

(14) 令第39条第1項第14号に掲げる者 144,000円

2 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、120万円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、210万円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、320万円とする。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 82,800円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 93,840円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 99,360円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。

(11) 次のいずれかに該当する者 104,880円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 110,400円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,560円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「16,560円」とあるのは、「19,320円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「16,560円」とあるのは、「33,120円」と読み替えるものとする。

5 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、420万円とする。

6 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第10号イの市町村が定める額は、520万円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第11号イの市町村が定める額は、620万円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第12号イの市町村が定める額は、720万円とする。

9 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第13号イの市町村が定める額は、820万円とする。

10 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,410円とする。

11 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,040円とする。

12 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、37,150円とする。

(普通徴収に係る納期)

第16条 (略)

- 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別々に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。
- 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て 最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第17条 (略)

2 (略)

- 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(略)

(保険料に関する申告)

第24条 第1号被保険者は、毎年度6月30日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者の市民税の課税されている者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第

(普通徴収に係る納期)

第16条 (略)

- 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別々に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。
- 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて 最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第17条 (略)

2 (略)

- 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(略)

(保険料に関する申告)

第24条 第1号被保険者は、毎年度6月30日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者の市民税の課税されている者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第

1号被保険者本人及びその世帯員の前年中の所得につき地方税法（昭和25年法律第226号。以下「税法」という。）第317条の2第1項の申告書（第1号被保険者本人及びその世帯員の全てが同項）に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、税法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

(略)

附 則

(略)

(令和4年度及び令和5年度 の保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和3年の合計所得金額（税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の白井市介護保険条例の一部を改正する条例（令和6年条例第 号。以下この条において「令和6年改正条例」という。）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和4年度分の介護保険料に係る保険料率の算定についての令和6年改正条例による改正前の第15条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和6年改正条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和5年度分の介護保険料に係る保険料率の算定について準用する。この場合において、前項中「令和3年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

1号被保険者本人及びその世帯員の前年中の所得につき税法第317条の2第1項の申告書（第1号被保険者本人及びその世帯員のすべてが税法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、税法第317条の6第1項又は第4項の給与支払報告書又は公的年金支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

(略)

附 則

(略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての

第15条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における 保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。